

高年齢者雇用安定法の改正等のお知らせ

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当所の業務運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、わが国においては、少子・高齢化の進行によって、本格的な人口減少社会が到来し、若年層を中心として労働力人口が大幅に減少することが見込まれていることから、高い就労意欲を有し、長年の職業生活で蓄積された知識や技能・経験を有する貴重な人材である高年齢者の方を活用することがますます重要となっております。

このような状況の下、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）では、企業に65歳までの高年齢者雇用確保措置として、

- ① 「定年制の廃止」
- ② 「65歳まで定年年齢を引上げ」
- ③ 「希望者全員を対象とする、65歳までの継続雇用制度の導入」

※継続雇用制度の対象者を限定する基準を労使協定で定めることが出来る

のいずれかの措置の実施が義務付けられていますが、このたび、高年齢者の雇用の安定を図るために、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みを廃止すること（上記※記載取扱いの廃止）等を内容とする改正高年齢者雇用安定法が成立し、平成25年4月1日から施行されることとなりました。

事業主の皆様におかれましては、改正法の趣旨にご理解賜り、希望者全員を対象とする65歳までの高年齢者雇用確保措置の導入に取り組んでいただきますようお願いいたします。

改正法の概要、具体的な実務につきましては、別添リーフレットをご覧くださいとともに、ご不明の点につきましては、当所あてお問い合わせください。

また、事業主の取組を支援するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に配置している高年齢者雇用アドバイザーが高年齢者の雇用に関する技術的な事項（賃金・人事処遇制度の見直し・職場改善・職域開発等）の助言・援助サービス（無料）を行っていますので、ご活用され、高年齢者の雇用確保の取組に役立てていただきますよう併せてお願いいたします。

平成24年12月17日

事業主 各位

長崎公共職業安定所長

〈問合せ先〉

長崎公共職業安定所 企画部門 森

電話：095-862-8676